

○国立大学法人埼玉大学科目等履修生規則

〔平成16年4月1日
規則第61号〕

改正	平成17. 2. 24	16規則201	平成17. 3. 24	16規則215
	平成17. 10. 27	17規則35	平成17. 12. 7	17規則24
	平成18. 4. 1	18規則29	平成18. 6. 8	18規則113
	平成20. 1. 24	19規則90	平成20. 3. 1	19規則97
	平成20. 4. 1	20規則19	平成23. 2. 24	22規則67
	平成23. 7. 28	23規則6	平成24. 9. 28	24規則34
	平成27. 2. 19	26規則62	平成28. 3. 17	27規則66
	平成31. 3. 7	30規則34	令和3. 2. 18	2規則33
	令和5. 2. 16	4規則42	令和6. 5. 23	6規則4

(趣旨)

第1条 国立大学法人埼玉大学学則(以下「学則」という。)第56条第2項及び国立大学法人埼玉大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第37条の規定に基づく科目等履修生の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 学部、教育機構(以下「学部等」という。)に開設する専門科目及び教養・スキル・リテラシー科目の履修を志願する者の出願資格は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学則第33条第1号から第8号までのいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行規則第98条の規定により、高等学校長又は中等教育学校長が教育上有益と認めたときの当該高等学校又は中等教育学校後期課程に在学する生徒

(3) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 博士前期課程に開設する授業科目の履修を志願する者の出願資格は大学院学則第13条に定めるところによる。

3 博士後期課程に開設する授業科目の履修を志願する者の出願資格は大学院学則第14条に定めるところによる。

4 教育実習及び介護体験の履修を志願する者は、前項の資格のほか、教育職員免許状(普通免許状)を取得するに必要な単位(教育実習を除く。)を修得した者であって、かつ、本学学部長の推薦した者であることを要する。

(履修授業科目)

第3条 履修を出願できる授業科目及び授業科目数は、当該授業科目を開設する教員の所属する学部等(大学院研究科を含む。以下同じ。)において定める。

2 学部等は、必要があるときは、授業科目の履修者数を制限することができる。

(出願手続)

第4条 履修を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、履修をしようとする当該学部等の長を経由して学長に提出しなければならない。ただし、複数学部等にわたって履修を志願する者の出願手続は、別に定める。

(1) 科目等履修願（所定の様式）

(2) 履歴書（所定の様式）

(3) 所属長の承諾書（事業所等に勤務している者に限る。）（所定の様式）

2 現に他の大学、短期大学又はこれらに準ずる教育機関若しくは高等専門学校若しくは高等学校若しくは中等教育学校後期課程（以下「大学等」という。）に在学している者は、前項に掲げる書類のほか、在学している大学等の長の出願許可書を提出しなければならない。

（出願期間）

第5条 出願の期間は、当該学部等の定める期日までとする。

（選考）

第6条 履修を志願する者については、その授業科目を開設する学部等が定める方法により選考を行い、当該学部等の長からの申請に基づき学長が合格者を決定する。

（入学手続及び履修許可）

第7条 前条による合格者は、決定後15日以内に所定の書類に入学料及び授業料を添えて所定の手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の手続を経た者について、履修を許可する。

（実験、実習に要する費用）

第8条 実験、実習に要する費用は、科目等履修生の負担とすることがある。

（単位の認定）

第9条 学長は、当該学部等の長からの申請に基づき、学則第39条第2項又は大学院学則第30条第2項の規定により単位を与える。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 2. 24 16規則201）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 3. 24 16規則215）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17.10.27 17規則35）

この規程は、平成17年10月27日から施行する。

附 則（平成17.12.7 17規則24）

この規程は、平成17年12月7日から施行する。

附 則（平成18.4.1 18規則29）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18.6.8 18規則113）

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成20.1.24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20.3.1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20.4.1 20規則19）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23.2.24 22規則67）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23.7.28 23規則6）

この規則は、平成23年7月28日から施行する。

附 則（平成24.9.28 24規則34）

この規則は、平成24年9月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27.2.19 26規則62）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28.3.17 27規則66）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31.3.7 30規則34）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3.2.18 2規則33）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5.2.16 4規則42）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6.5.23 6規則4）

この規則は、令和6年6月1日から施行する。